第５　電話転送役務（ワイヤレス固定電話に付加する電話転送役務であって、発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第５において同じ。）を提供する者にあっては、次のとおりとする。

１　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。

⑴　別表第４に定める方法により、本人特定事項の確認を行うこと。

⑵　活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第１に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送役務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第５において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。

２　電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される利用者の端末設備等が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることを確認すること。

３　発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、１及び２の規定は適用しない。

４　電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当

［新設］